

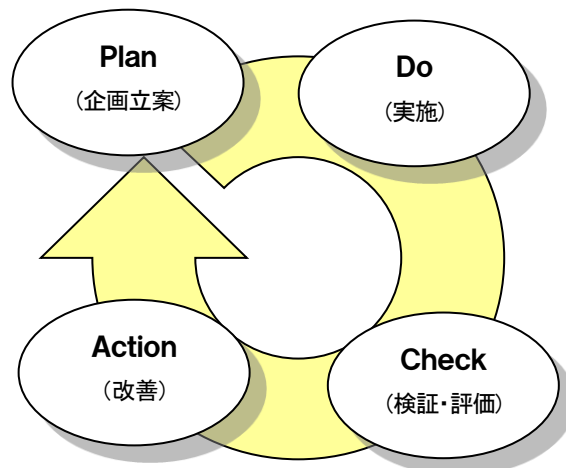
## 第5章 計画の進行管理等

### 第1節 計画の進行管理等

#### 1-1 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、計画の進行管理に環境マネジメントシステム（PDCAサイクル）の考え方を取り入れ、継続的な改善を図っていきます。

なお、本計画に掲げた目標達成の進捗状況を年次報告書として公表するとともに、市民等からの意見に関しては、必要に応じ本宮市環境審議会等で検討し、その反映に努めていきます。



#### 1-2 計画の見直し

本計画は、計画期間を平成40年度（2028年度）までとしていますが、今後の環境問題や社会情勢の急激な変化、市民意識の変化、及び本宮市第2次総合計画の後期基本計画の改訂状況に応じて、5年に一度、市民等の意見を参考にしながら見直しを行うこととします。

※ 2019年5月1日以降は、「平成」を新元号年度に読み替えるものとします。

#### 1-3 計画の推進体制

本計画を推進していくために、市民・事業者・行政（市）がお互いの役割を理解し、それぞれができること、なすべきことを行い、これら三者の協働を基礎として計画の推進を図っていきます。

#### ◆本宮市環境審議会

本計画を推進していくには、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識も必要となってきます。

このため、学識経験者等を構成員として、本宮市環境基本条例に基づき設置される「本宮市環境審議会」に、本計画の専門的かつ広範囲にわたる審議や環境行政への答申、助言等を求めます。

◆本宮市環境委員会連合会

本計画の実効性をより高めるためには、市民の理解と協力が不可欠です。このため、市民により構成された、幅広く環境にかかる施策、事業の推進を図る団体とで、相互の意見交換を行う場を設け、市民の意見が施策等に反映するよう配慮するとともに、協働により事業を推進していきます。

◆庁議・庁内関係部局

本計画に掲げた施策の推進には、多数の部署が関係しているため、各部署の意見を取りまとめ、本市全体として環境行政を推進していく必要があります。市政の基本方針及び重要施策等を審議し、各部門の総合調整を行う機関「庁議」で方針を決定し、施策・事業の総合的・計画的な取り組みを進めます。

また、庁内各担当部署では、市の施策・事業を実施する際に環境への配慮を行うことによって、市の推進する取り組みを着実に実施していくとともに、年次報告書により、毎年度、取り組み報告や数値目標の達成状況を把握します。

◆広域的な連携

国、県、広域行政組合及び近隣の地方自治体と共通する課題や地球環境問題等への対応について、緊密な連携を図りながら、広域的な視点でも取り組んでいきます。

計画の推進体制

